平成２１年（フ）第２４５号
宮崎県小林市大字北西方1086番地４　石塚住宅１号
債務者　三宅　文香
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２８号
宮崎県北諸県郡三股町大字長田531、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池1038番地
債務者　小八重久保
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３２号
宮崎県都城市上水流町1523番地
債務者　吹上　光代（旧姓塩満）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第８５１号
鹿児島県鹿児島市郡山町6456番地10
債務者　池田　純一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８５２号
鹿児島県鹿児島市郡山町6456番地10
債務者　池田なるみ
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市田上４丁目21番13号
債務者　飯尾　美和
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目11番22号
債務者　松﨑　裕一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６号
鹿児島県伊佐市菱刈前目1962番地１
債務者　竹田　正明
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
鹿児島県鹿屋市旭原町2685番地29、旧住所福岡市中央区白金１丁目３番８―804号
債務者　渡邉　　潤
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
北海道虻田郡倶知安町北６条東１丁目２番地10
債務者　成田　俊明
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第５０３号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目９番17―207号、前住所大阪府大阪市西区江之子島１丁目５番８―406号
債務者　中山明季子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５８号
兵庫県川辺郡猪名川町木津字東山10番地の９
債務者　中里　　真
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５９号
兵庫県川辺郡猪名川町木津字東山10番地の９
債務者　中里由美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７９６号
奈良市大安寺２丁目12番15号
債務者　吉田　安子（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８２６号
奈良市五条２丁目４番７号
債務者　田畑　　宏
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
奈良県生駒市東松ヶ丘２番13号
債務者　佐々木時代
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４号
奈良県大和郡山市小泉町1963番地５　ＭＥＺＯＮ白光ヶ丘511号
債務者　古瀬　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　奈良地方裁判所